

# 広聴特別委員会記録

令和4年6月27日

【開催日】 令和4年6月27日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時10分

【出席委員】

委員長	矢田松夫	副委員長	岡山明
委員	中島好人	委員	長谷川知司
委員	古豊和恵	委員	松尾数則
委員	吉永美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副議長	中村博行		
-----	------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	事務局次長	島津克則
------	------	-------	------

【審査内容】

- 1 陳情書について
- 2 市議会モニターについて
- 3 その他

---

午前10時 開会

---

矢田松夫委員長 ただいまより広聴特別委員会を開催します。本日の付議事項については、お手元に示してある内容で進めていきたいと思っております。最初に樋口さんから出された陳情書について、皆さん方の御意見を頂きましたが、御意見もなかったということでありまして、さらに私のほうで樋口さんから出された8項目についてまとめてみました。既に皆さん方には、この議事録が送信されており、それらをお読みになったと思いますので、私のまとめと皆さん方が読まれた内容等を含めて、今日は御意見を頂いて、参考人にお返ししていきたいと思っております。そういうことでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことで進め

ていきたいと思っております。岡山副委員長から全体的な内容についての質問があったんですが、みんなに関係あることですか。

岡山明副委員長　今回、樋口参考人の話の中で、最終的に八つの項目に対しての要望があったという状況です。八つの要望の内容ですよね。どういう趣旨の下で8項目が出されたかということで、樋口さんが話された言葉の中に、私の陳情内容をまとめて申し上げましたという8点があります。樋口さんの陳情書には3項目の要望が出されているんですけど、その内容を総括して8項目で話されたような状況があるものですから、今回の8項目は、陳情と照らし合わせて、詳細の部分が樋口参考人から細かく分けた内容で話されたということで、今回の項目は、陳情に沿った趣旨の項目であるということです。陳情書の答えとしては、8項目を返せば、陳情内容にかなうと個人的に思っています。

矢田松夫委員長　分かりましたか。(発言する者あり)ちょっと分かりません。

岡山明副委員長　もう1回言いますが、簡単に言うと陳情書には3項目出ています。今回、樋口さんを参考人として呼んで、話をして、8項目になっています。その8項目に回答することで陳情内容の回答になると私は思っておりますので、そういう形で陳情書の回答をされてよろしいんじゃないかと思っています。本人からも私の陳情内容をまとめて申し上げますという表現が出ています。この陳情に関係があるということと、詳細に8項目に分けて話をされたので、陳情に沿った項目であると私は理解しました。

矢田松夫委員長　岡山副委員長が言うのは、3項目だけど、8項目の要望が出ているから、この8項目に沿って意見を集約すればいいんじゃないかということでもいいんですか。

岡山明副委員長　はい、いいです。

矢田松夫委員長 なら、私が最初に言ったとおりでいいですね。

岡山明副委員長 はい、そのとおりです。

矢田松夫委員長 私が言ったように、この8項目については、私の陳情内容をまとめて申し上げますということですから、3項目にまとめたのを八つに分類したということです。分類した8項目について一つずつを皆さん方に肉づけしていただくということですね。一つは、前期までのモニター制度の総括を行うことというように参考人が申し上げられた内容ですが、これについて、皆さん方の御意見を頂きます。

中島好人委員 前期の下瀬さんとか、樋口さんの要望が出ていますけども、基本的に総括というか、議論して、方向性をきちっと決めることは大事だということを行っていると思うんです。しかし、ここの委員会で、このメンバーで前期の総括は無理があるんじゃないかな。全くの新人が私と古豊委員で、前期広報だったのが3人ですよ。引き続いて広聴に残っておられるのが2人ですよ。ですから、こういうメンバーで前期はどうだったのかというのは無理があると思っています。ここではそうした事を教訓として、この委員会は新しい委員会ですから、そういう意見を踏まえて、いろんな点で総括して、次期に出発していくということではないかというふうに思っています。僕としては、前期までのモニター制度の総括を行うことは、ほとんどのメンバーが残っていれば、そういうメンバーの中できちっと総括して、今度こういうふうにしてやっとうねというふうに確認して進めていくのは大事だろうけども、前期のメンバーがほとんどいない中で、新しいメンバーでというのは無理があるんじゃないかなと思っています。

矢田松夫委員長 そういうこともあります。ありますが、皆さん方に意見を頂きたい。

長谷川知司委員 前期の委員長からの総括と言ったら語弊がありますが、申し送りというのがございます。その申し送りについて、新しいメンバーの中で話した結果、いろんな方法とか任期とかも全部こうしたらいいという形でやっていったと思うんです。ですから、総括という形にとらわれるんじゃないくて、前向きな形で今後こうしたらええというのはみんなで話していったと思います。

矢田松夫委員長 要するに申し送りについて点検をしてきた。その結果が4月25日の改正に至ったんだということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）しかしながら、中島委員が言うように、そうは言ってもやっぱり無理があると。

中島好人委員 基本的に陳情書の中身は団体推薦の内容についてで、ここの1、2番もそうなんですけども、その件については改選後の10月からずっと論議してきた内容です。団体推薦が主ではなくて、公募が主流だということは確認して、人数も改正してきたわけです。そういう意見を踏まえて、新しい委員会の中でそういう方向性をきちんと確認したというふうに思っています。大事なのは、僕はこう思ったと黙っているんじゃないくて、私もそう思うとか、いや違うとか、そういう論議であって、一人の意見に対してこう思うとか、ああ思うとか、そういうのが大事だろうというふうに思います。皆さんはどうなのかというのを僕は聞きたいというふうに思っています。

松尾数則委員 もちろん中島委員がおっしゃったことは十分分かりますし、正解だと思っています。ただ、樋口さんの出された要望書に、中島委員が言われたことが答えになっているかどうかは、検討する必要があるかなという気がします。モニター制度について、基本的に話し合われているのかということが、やっぱり樋口さんとしては、いろいろ心配をされているんじゃないかなと思っていますから。

矢田松夫委員長　だから、話し合われて来たというふうに総括するのか、しないのかということなのですが、主体性はここだから、樋口さんがどういうふうに思われているかは別にして、委員会として話し合われてきたのか、不十分であったのか、十分だったのか、その辺はどうなんですか。松尾委員から見て、それを答えてもらわんとですね。

松尾数則委員長　私は議会モニターそのものを基本的に体験していません。だから、中島委員が言われているように、なかなか答えとしては難しいところがあるなと思います。ただ、議会モニターの流れそのものは、広報委員として、いろいろ話は聞いていましたし、その辺のところは、ある程度は理解しているつもりです。ただ、モニター制度そのものにどういう問題があった、どういうことがあったというものはつかんでいないので、申し訳ないですけど、その辺の答えはちょっとしようがないです。中島委員が言われるように、新しいメンバーが決まったわけですから、これからしっかりモニター制度について考えていこうというのが筋ではないかなという気がしています。

長谷川知司委員　繰り返しますけども、申し送り事項というのがありまして、その中に市議会モニター制度については、前期の委員全員で継続すべきとの意見がありました。これについても前期は相当委員同士で話し合った結果、継続しようということで一致したわけですから、それは尊重していいんじゃないかなと思います。それをまたこの新しいメンバーでどうするこうするというのはちょっと難しいので、前期の申し送りを尊重していいんじゃないかなと思いました。

古豊和恵委員　やはり団体推薦の方というのが議会に興味を示すか、示さないかというのはすごく大きな問題だと思うんですね。団体数推薦の方は、まあ仕方ない、出ようかという方が多いと思いますので、その方たちに興味を持っていただくために、議事録というのは必要かなと思います。

例えば今回なんか15人で人数的にも多いかなと思いますので、全員というよりも、議論するときには大まかでいいですのでグループ分けできるものなら、グループ分けをしながら、そして事前にコミュニケーションが取れるように、共有できるように、そういう会を設けるとかすべきかなと思うんです。議会の流れそのものが私もよく理解できていない部分がありましたので、まず流れを理解するために、勉強会というか、そういうのも必要ではないかなと思ったんです。やはり全く未知の世界で意見を述べなさいと言われたときに、私なんかは言葉が出ないですね。だから、今言ったような事前の準備というのは必要かなというのは思いました。

長谷川知司委員 古豊委員が言われるとおりで、そうならないために、この度議会そのものの分かりやすいパワポを作っておりますし、モニターの仕事はこういうことですよと言って、新しい人にはきちんと説明して、そしてこういうことでやってくださいよというのをきちんと説明するようにしようとしていますので、前回と同じてつは踏まないと思います。

矢田松夫委員長 問題は広聴委員会ですから、モニターさんへの手法というか、それは別の議論でして、今皆さん方に求めているのは広聴委員会として、このモニター制度を昨年の12月から、どのように総括したのかということの参考人からの八つの要望が出ておりますので、それをまとめてください。だから、総括は無理だということだけじゃいけないと思います。無理は無理なんです。無理は無理だけど、今までやってきた中で、10回ほどやってきた中で、どのように総括してきたのかと。こういう総括をしてきましたよと。しかし、限界もありますよと。なぜかといえば、それまで関わっていないんだと。どういうふうに関わってきたかというのは、ここに書いてあるとおりで。

松尾数則委員 団体、そして公募については結論が出ている。団体が要らないとは思っていませんし、そういう人も絶対必要だと思っておりますので、

そのような考えも踏まえ、議会モニターの方に一緒に頑張っていこうという思いがありますから、団体も公募も新しい議会モニターを推進するためには是非とも必要だということで、いかがなものでしょうか。

矢田松夫委員長 樋口参考人が言うように前期までのモニター制度について総括をしてくれと。個別に団体とか個人の公募というんか、こういうことは別の問題として、全体的にどうだったのかと。モニター制度そのものについて意見をください。

松尾数則委員 議会モニターの議事録は、前は出していなかったですね、前の委員長。

吉永美子委員 以前はそういう記録がないということで、事務局からそういうのは存在しませんということでした。要るんであれば、録音したものをお渡しできますよということのやり取りをしています。全くないという意味ではありません。

松尾数則委員 確認しようと思えば確認できたということですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）私も団体のモニターさんの意見が一つもなかったということに関しては、かなりショックを感じているというか、その辺のことは、本来は何とかすべきではなかったかなという気はしています。今頃の話じゃないかもしれませんが。

吉永美子委員 一応申し上げると、先ほどから出ています申し送りというところで、団体推薦の在り方について議論しておりまして、意見が出やすいようにもっと私たちは工夫をすべきであったということの総括をしています。そういう中で議論していただいて、申し送りにも入っていると思いますが、意見交換というか、モニターで会議を開いていただいて、そこで意見を集約という形を取って、それぞれが出してくるんじゃなくて、推薦した団体として来ておられる方が、より意見を出しやすいように工

夫をすべきだということの総括をしています。

岡山明副委員長 松尾委員からもそういう話が出ました。前期のモニター制度の総括という話なんですけど、今期のメンバーで前期の制度の総括はできないとっております。どういう形かという、市議会モニター制度に関する申し送りという前年度の委員から提出されていますので、それを今回の新しい広聴の委員のメンバーが4月25日に要綱の改正をしています。その間10回以上、委員会を開いて申し送りに沿った形で、最善の形の要綱ができているんじゃないかと個人的にそう思います。前回の申し送りをちゃんと読み取った上で、総括したと。新しい後期のメンバーが4月25日までに改正したという形で、私は総括、締めくくると。1項目についてはそれで終了させていただきたいという考えです。

矢田松夫委員長 ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）岡山副委員長から言えば、総括は4月25日の改正に表れているということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）しかしながら、無理もあると。前期のメンバーがおらんんじゃないかということですね。ほかにないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）なければ1項については、そのようにしておきます。二つ目については、総括に基づいた今後のモニター制度の在り方についての議論を委員会で行うこと。

中島好人委員 先ほども言いましたけども、論議というか、意見を出し合い、議論し合うということが大事じゃないかというふうに思うんで、今後の在り方については、しっかり委員会の中で論議をしていこうということが求められているんじゃないかなというふうに思います。

松尾数則委員 私は中島委員の言われたことが全て当たっていると思っておりますし、実際そのようにこれからは運用していくべきではないかなと思っております。

古豊和恵委員 過去のモニターというのは、委嘱を受けて、次に会議が1回、理解するまでにモニターが終わってしまうという状況ではなかったのかなと思います。しかし、今回からモニターの任期が3年と延びております。意見交換会は年4回となっております。委嘱状を受けた後に、当日もパワーポイントにより、しっかりと勉強もできると思うんですが、その後も重ねていろいろな会議ができるのではないかと、そのときにしっかりと個人それぞれが、いろんな勉強ができるんじゃないかと思っておりますので、これからは、しっかり発言ができるのではないかなと思っております。やはり年1回集まるだけではなくて、これからは3年間しっかりと勉強していくことができるので、今までのモニター制度とはかなり違ってくるのではないかと思います。

矢田松夫委員長 この委員会で求められているのは、議論を委員会で行うことというふうに参考人の方が言われておりますので、点検しながら議論し、しっかり委員会で議論していくということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）3番目の要綱の第3条の1項の削除による要綱変更ということで、参考人の方から意見が出ております。これについての意見を求めます。

中島好人委員 これは削除ですか。具体的に言うと、3条の1、ア、イ、ウとありますが、アイウも含めて全部削除を求められているんですか。

岡山明副委員長 樋口さんからの要望が、要綱第3条第1項の削除による要綱変更。これが三つ目の項目です。

矢田松夫委員長 中島委員から私のほうに求められたわけね。求められたのが、削除することですかということですが、樋口参考人から言えば、策をしてくれと。

中島好人委員 3条1項ア、イ、ウとありますけども、一参考人の意見ですん

で、この間私たちが、こうしていこうということを見直して進めてきました。新しいモニター制度の中で、ほかのモニターの人たちの意見等も聞きながら、今ここで「はい、そうですか」というふうに削除するのはいかなもんかというふうに思います。進める中で新しいモニターの意見も聞きながら、条項を見て検討していくというふうに回答したほうがいいんじゃないかなと思います。

矢田松夫委員長 今後のことについては、今後の新しいモニターさんの意見を聞いて、前に進めていくべきだという中島委員の意見でした。ほかにありますか。今すぐ変えなくてもいいんじゃないかと。今後は今後の新しい人の意見を聞けと。そういう方の意見を聞いて改正すればいいんじゃないかということですが、ほかにないですか。これはあくまで私が議事録を見てから、ずっと羅列して、脱字誤字いろいろありますけれど、この間ずっと10回の広聴委員会の中で、ほとんど私のほうでレジュメなり、自分の考えを皆さん方にお示しして、それを一つのたたき台として意見を頂いておりますので、今回もそのようにしました。ですから私の意見、委員長のメモにとられることなく、皆さん方の意見を頂ければと思っております。

岡山明副委員長 この3項目の職務については、今期の委員会でよく検討されたんじゃないかと思ってるんです。職務の扱い、あまりモニターに負担を掛けないような形で進められた状況です。こういう形で職務を進めていただきたい、遂行していただきたいという趣旨で、今回の委員会のメンバーはよく理解して、最善の形の職務という形で進められました。今回人数も9名という形で、人数も増えたという状況になっていますから、そういう意味ではある程度、職務の部分に関しても考慮したという内容じゃないかと思っております。現状で修正された内容で最善と思っております。

吉永美子委員 まず訂正というか、人数は減っています。前回17人、今回1

5人ですから2人減っています。この内容については、やはり議論をして、あんまりモニターさんに負担を大きく掛けないようにという配慮もあったかと思っています。せつかく議論して決めたものでもありますし、私たち委員会の思いがここには入っていると思いますから、委員長の回答のように当面は改正内容でということで、私はそれに従いたいと思います。

中島好人委員 新しい委員会が形成されて、この項目については論議して、変えたばかりなんです。前回も視聴して文章で提出することと、全てそうなっているんですね。要するに本会議や委員会、政策討論会を傍聴し、若しくはインターネットで視聴して、意見を文章で提出することとか、フェイスブックページに関する意見を文章で提出することというのを削除して、視聴してくださいというふうに変えたばかりで、これを削除というふうには、今の段階ではいかないというふうに私は思います。

岡山明副委員長 ちょっと私さっきどうも間違えたみたいで、前回公募が10名で団体が6名ですか。

吉永美子委員 委員会の中で議論した結果、公募の方が11人、推薦団体が6人ということで17人です。

岡山明副委員長 今年の状況としては公募が9名ですかね。公募が9名で、団体が6名で、7月1日に委嘱状が交付されるという形で、人数的にはよろしいですか。それだけちょっと確認させてもらえれば。

中島好人委員 委員長、今、何を論議しているんですか。3条の1をのけるかどうかで、モニターが10人か15人か、そんな話じゃない。

矢田松夫委員長 そういう質問があるから。

中島好人委員 質問なんて、副委員長がリードしないといけない立場なのに。

矢田松夫委員長 人数の確認ですか。それは議論の過程で必要ということですので。

島津議会事務局次長 人数は今言われるとおり公募9人、団体6人です。

矢田松夫委員長 それで議論する中で、岡山副委員長、今の人数について、中島委員から、議論するには必要ではないということなんですが、そういうことでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）中島委員そういうことです。取りあえず意見が出たから、その意見が高いか低いかという話は別にして、そういう話をするなということであればまた別の問題だけど。それで、3条1項の削除による要綱変更についてはどうなのか。先ほど言ったように当面は改正内容で進めていくけれど、新しいモニターの意見も聞きながら、前に向かっていくということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは4の要綱3条の3を一番上に持ってこいということについてはどうですか。

吉永美子委員 職務の流れとして、要綱に書いていますので、今の要綱どおりでいいと思います。

矢田松夫委員長 一番上に持ってこいという参考人の目的がちょっと理解できなかったけど、ここで言われる3条の3だけ見ると、参考人の目的は分からないけど、3条の3を見る限りは、現状でいいんじゃないかというふうに吉永委員も言われたし、私もそう思うんです。意図がちょっと分からなかったんです。なぜ持ってこないといけないのか。ほかにないですか。

中島好人委員 一つの意見に対して、みんながそれに対してどう思うかというか、そういうことが大事だと思うんですよね。今までだったら吉永委員

の意見だけという形になってしまうんですね。私も賛成だとか、いいんじゃないのとか、そういうことが大事だというふうに思います。基本的に条項をずっと練り上げて、ここに出してきたわけですから、よっぽどのことがない限り、「うん、そうだ」って納得されることのない限りは、僕はこれでいいんじゃないかというふうに思います。過程の中でそういう意見が出たのは今後注視しながら、どうなのかというのは見ていく必要があるかと思うんです。今の段階では、僕は現状のままでいいんじゃないかなというふうに思います。

古豊和恵委員 第3条の3を一番上に持っていくことの意義は、私の思いですけど、市議会モニターの職務で、アが傍聴、インターネットで視聴すること。イが参加すること。ウが閲覧すること。(2)が調査に回答で、(3)が市議会との意見交換会に出席し、意見を述べること。意見を述べることというのが、モニターさんにとっては大事な職務ではないかなと考えられたから、それを一番上に持っていくとされたのではないか。職務として、議会に出席して、意見交換会に出て、そして意見を述べること。これが一番大事な職務ではないかなと私も思います。だから、その3が一番上に来るとするのは、大事なことではないかなと考えました。

矢田松夫委員長 参考人が言う方向で進めたほうがいいという意見ですか。

古豊和恵委員 私はそう考えます。

吉永美子委員 反論するわけじゃないですけど、やはり職務というところで、やっぱりア、イ、ウをやって、そうするからこそ意見交換会で意見が述べられるんじゃないでしょうか。その流れがスムーズじゃないのかなと私は思ったから申し上げました。

古豊和恵委員 その前にしっかりと勉強会をして、そのために年4回、3年間だから、自分のそれぞれの意見が意見交換会でしっかり言えるのではな

いかなと思います。だから、ア、イ、ウを最初に持っていくと、これは視聴して、参加して、閲覧すれば職務になるのかなと思われるのではないかなと思ったんです。だから、やはり3項が上にくると、モニターというのは、まず市議会の意見交換会に出て、意見を述べないといけない。これが職務なんだと考えられるのではないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

中島好人委員 もちろんそうなんですけども、参考人が言う1項を削除すれば、2項と3項になる。2項と3項になったら3項が上に行くのが筋だと思うんですよね。もし1項がなかったら3項を1項に持っていくのは当たり前前の話だと思うんですけども、1項を残すとなると、1項の上に3項を持っていくというのはどうかなというふうには思います。そういう意見が出たということについては、状況を注視しながら、どうなのかというのを見ていく必要があると思うんです。1項を残すということが決まったならば、別に今のままでいいんじゃないかなというふうに思います。職務の順番は、基本的にどうなのかということじゃなくて、目的の第1条とか、何か具体的なのを一番上に持っていくというのはあるわけですけども、ここの項目は、これが大事で、これが大事だからではなく、同列に皆大事だというふうに考えているんです。だから順番がどうのということは、あまり意味がないと思います。

長谷川知司委員 職務という定義から言えば、モニターがされることを順番に言えば、今の要綱のほうがいかなと思います。スムーズにいくと思います。ただ、さっき中島委員も言われたように、目的はこうなんだと言えば、頭に大事な目的を持ってこないといけませんけれど、一応職務というところですから、この流れでいいと思います。

松尾数則委員 この件に関してはずっと議論してきた。委員長からこれはこれで行きますと言えればいいんじゃないですか。

矢田松夫委員長 これというのをまとめています。これというのを言ってください。松尾委員のこれでいいという意見を言ってもらって、そして回答を出すということですから、これでいいんじゃないかという「これ」を言ってください。

松尾数則委員 委員長として出せばいいんです。これだけ議論して、これで決めてきたんだから。

矢田松夫委員長 委員長のは出しているでしょう。そこにあるでしょう。それは私の意見だからと最初に言ったでしょう。今日出したのは私の意見だけど、皆さん方の意見を出して、肉づけして、参考人の方に返すということですから。それは中島委員が言うように、みんなで議論してくれと、みんなの意見を出してくれと、それが大事なんですよ。だから松尾委員の意見を出してくれと言ったんです。僕の意見じゃないですよ。松尾委員がどう思うかというのを出しください。この4番の一番上に持っていくもの、職務と目的が違うんだと。これは長谷川委員が言ったけど、そのとおりと思う。でも吉永委員は職務があって、最後に目的があるんですよ。（発言する者あり）いやいや職務と目的は違う。（発言する者あり）職務で分かっているんだけど、職務と目的の違いは長谷川委員が言われたとおりなんです。職務はア、イ、ウと書いてあるんだけど、最終的な目的、意見交換に出席するという目的ね、最後に行くのは、それを今言われたんです。僕はいちいち言うことないから、松尾委員が言って、休憩します。はい、どうぞ。（発言する者あり）いやいや、議論しないといけん。もう言わんなら言わんでいいですよ。休憩に入りますよ、いいですか。なければいいです。（「はい」と呼ぶ者あり）11時まで休憩します。

---

午前10時50分 休憩

---

矢田松夫委員長 それでは休憩を解きまして、広聴特別委員会を再開します。

今議論しているのは、樋口参考人から出た 8 点の要望のうちの 4 番目の要綱 3 条の 3 を一番上に持っていくことについての御意見を皆さん方に頂きました。

吉永美子委員 古豊委員の考えとしては、3 番目の要望のときに 1 項の削除はしないでもいいのではないかと委員会の中で進んでいったと思うんですよ。それが削除されたことを前提に、この参考人は、中島委員が言われるように一番上ということを言われているんじゃないかと私も理解します。そうなってくると、またちょっと違うと思うんです。その辺の御意見を頂けるとありがたいなと思いました。

古豊委員 私は削除うんぬんではなくて、職務として意見交換会に出席、意見を述べることの重要性があるので、一番上に持っていくべきではないかなと考えました。

矢田松夫委員 ほかにはないですか。ものには順番があると。しっかり仕込みをして、最後に意見交換会でいいものを取ると。

吉永美子委員 そうなってくると、さっき中島委員が言われた削除を前提に参考人が言われていると考えていくと、参考人がそう言われるのはもっともかなと思います。これまで議論してきた中で、古豊委員については、職務の一番上にここを持っていくべきだという主張はなかったと思っています。そういうお考えの変更についてはいかがでしょうか。

矢田松夫委員長 なかったというより、こういうまとめをしていなかったね。

(発言する者あり) 意見の出し方というか、議論の進め方。

古豊和恵委員 モニターの委嘱状交付のときに、モニターにしっかりと時間を掛けて、今までと違った勉強会を開き、そこでしっかりと知識を得ていただいて、そのときに第3条の市議会との意見交換に出席、意見を述べることを上に持っていっておくと、モニターは、「そうか、モニターというのは、しっかりと意見を述べるのが重要なんだな」というのを意識されるのではないかなと私は思ったんです。

吉永美子委員 これまでと違ってということではなくて、前回のときには、新人の方から要望があって、委嘱状交付式のときに職務については説明しているんですよ。だけど、議会のことをもっと知っておきたい、知りたいという新人の方がいて、言われるとおりだなと委員会になったので、別の日にパワーポイントを使って説明したんですよ。だから、していないわけではなくて、別の日にやっています。今回はそういう反省の上で立って、委嘱状交付式と同時に説明をしようじゃないかというふうに進化したということです。

古豊和恵委員 だから、その内容も以前ではかなり不備があった、内容的には不備があったのではないかということで、今回かなり改良を加えて説明されるんですよね。

吉永美子委員 あえて申し上げますと、初めてだから分からないと思うけど、日にちを置いて説明していますから、内容を変えてとかじゃなくて、職務、市議会についてというのをやっていますので、今回説明をしようとしているじゃないですか。ほとんど同じものになると私は認識しています。

中島好人委員 私たちは一つ一つ確認しながら、4月25日にこうしていこうと改正しました。まだ、実践していないんですよ。改正して実践していない。実践していない中で、順番を変えようとかいうことではないと思っているんです。実践の中で見直しをすればいいわけで、また、こういうことについては、モニター自身の意見もどうかと問い掛けたり、改

正されたばかりなのに、変えていこうとか、今の段階では、僕はいろいろ問題点があっても、注視しながら、これで進めるべきではないかというふうに思います。

古豊和恵委員 中島委員が言われたように、新しくモニターになられる方の意見も非常に大事だと思います。これは一個人の意見で、是非モニターが集まられたときに、モニター全員で決める問題ではないかなと私も考えますので、是非モニターの意見を聞いて、決めたほうがいいかなと思いました。

中島好人委員 確認ですけども、現状でいこうということによろしいですか。

古豊和恵委員 今はそうです。モニターが集まられて、モニターで決めていく方向のほうがよろしいかと思います。

長谷川知司委員 モニターで決めていただくのはいい方法です。ただ、最初に集まって聞くと、モニターの中には初心者の方もいれば、結構慣れた方もいらっしゃいますから、温度差が相当違うと思います。ある程度期間がたってからモニターさんの意見を聞かないと、最初に聞くとちょっと誤った方向に行く場合がありますので、一定期間経験してから聞くほうがいいと思います。

古豊和恵委員 私もその方向でいいと思います。

岡山明副委員長 4月25日に皆さんの合意の下で改正されたということだけは、皆さんしっかりと理解していただきたいと思います。やはり議決という形になりますので、まだ2か月ぐらいの状況で、モニターも決まっていない状況で話を進めていますので、今後1年、2年という単位で見直しに掛ける必要があると思います。まだ、時期尚早と思います。

矢田松夫委員長 今振り返ってみれば、この職務のところの一番上に持って行くか、行かないかという議論は、確かにこの10回の中ではしておりませんでした。私自身もア、イ、ウというか、ホップ・ステップ・ジャンプで、アンケートも出して、最後には意見交換会にたどり着くという認識でずっとおったんですけれど、改めて参考人のほうから1番に持っていったらどうなのかという意見を頂くと、今みたいにたくさんの皆さん方の意見が出てきました。本当はそれを先にしておかないといけんかったことですね。ですから、しばらくモニターの意見を聞きながらしていこうということにしておきたいと思います。ただ、意見はたくさん出ました。それでは次の5番です。モニター意見は文書での提出を可能とする。いわゆる電子方法でやれと。しかしながら、それを変えて、意見交換会の中で皆さん方の意見を頂き、そしてフィードバックしていくというふうに決めたんですけれど、参考人の方は、これまでどおりにしてくれということですが、どうですか。皆さん方の御意見を頂きます。実施しながら検討していくと私のほうは締めておりますが、皆さん方の御意見を頂きたいと思います。

吉永美子委員 このことについても委員会で議論したと思っています。また、意見交換会を以前はモニターの任期の最後で行っていたというところで、2年だったら2回あるということだったわけです。今回は会期ごとにとということで、年間にすれば4回行うということで、そこでしっかりと皆さんが意見を出し合うという考え方もあるなと思います。いろんな意見交換みたいなこともできるということで新しい手法としてやりますので、そこでしっかりと意見を出していただくほうが、より充実したものになっていくのではないかと思います。このことについては、初めてこういう形ですので、まずはやってみて、もっとこのほうがいいということになれば、いろんな手段は考えられると思いますので、まずは、この委員会の中で考えたことをやってみるということはいかがでしょうか。

中島好人委員 市民からの意見は、モニターにかかわらず意見が出されたら拒

否できない。それをいつ論議するかという点は、それぞれの部署によって違うだろうと思うけども、文章で出たら、これは駄目ですよというわけにいかない。その取扱いをどうするかという点については、前回、年4回の会議の中で論議していこうというふうになったと僕は思っています。だから、出たらその都度うんぬんじゃなくて、4回の委員会の中で検討していくということによかったんですか。

矢田松夫委員長　そうです。改めて言いますが、文書で受付をしないということじゃなくて、年4回意見交換会をする中で、その文書も含めて検討していくというふうに議論したと思いますが、違いますかね。そういうことです、決して窓口を閉じるということはありませんよということです。ただ、ちょっと時期が遅れるかもしれません。

中島好人委員　しっかり論議していかなければいけない点と、すぐにやれる内容もあろうかと思うんです。別にこれはモニターじゃない方も、そういう意見はあるわけですから、その都度、意見交換会の中でしっかり論議していこうという内容と、裁量ですぐできるような内容もあろうかと思うんですよ。その辺はケース・バイ・ケースで進めていったらいいんじゃないかなというふうには思います。

矢田松夫委員長　ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）5番目については、基本的には意見交換会で意見を述べるが、それ以外の意見についても受け付けていきますよということにしていきたいとします。実施をしながら検討していく。やっぱり5番目が市民の意見を広く聞くということであれば、ここが一番大事なところでありますので、この問題については、今後の総括、点検というか、そういう項目だと思います。6番目の文書で公開する、必要な手続を取るとするのは、ちょっとこれが分からなかったんですけれど、基本的には公開しますよということでもいいですかね。

中島好人委員 僕は公開したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。別にモニターのほうから公開しないでほしいというような内容じゃない。むしろモニターのほうから公開を求めるような状況もあるんで、僕は公開でいいんじゃないかなというふうに思います。

吉永美子委員 公開すること自体は決して悪いことじゃないですが、気を付けないといけない場合があるので、その点をちょっと事務局に確認を取っておきたいと思います。

島津議会事務局次長 公開というのが、今後のことということでよろしいでしょうか。

矢田松夫委員長 はい。

島津議会事務局次長 今後は意見交換会で意見を聴取するということになりますので、どの意見を今後協議していくかというものも決めないといけなくなると思います。それを考えると、議会報告会の報告書のような様式でも議員の皆様に使っていただいて、協議すべき意見等を報告していただくような形であれば、それを出すということは可能であろうというふうに思います。

吉永美子委員 発言内容があるわけですね。基本的に会議というところの位置づけがあるので、どういう形であれば発言内容を出せるかということを確認したいと思います。

島津議会事務局次長 プライベート等に関わらないことでモニターの職務に該当するような意見であれば、別段、公開することはやぶさかではないだろうと思います。ただ、発言されたモニターの氏名を出すかどうかというのは、モニターとの約束事になるだろうかと思います。

吉永美子委員 普段の委員会とかと違うので、言われたそのままを公開するというイメージではないということですね。

矢田松夫委員長 議会報告会のがありますよね。ああいう様式で出すということで、違うんですかね。

島津議会事務局次長 それはこの委員会で決めていただければというふうに思います。

矢田松夫委員長 市民懇談会とか議会報告会のような様式がありますので、それに沿って出していく。しかし個人名は出さない。あれはたしか個人名は書いてないですね。議会報告会もこういう意見がありましたということだったと思います。

中島好人委員 この目的というのは、議会基本条例に基づいて、市民が主役の開かれた市政、開かれた市議会、そのためにモニターがこうしたらいいんじゃないかという提言を基本的にしてくれるわけですね。自分が提言した内容について、しっかり論議されて、きちっと公開されて、論議されて、僕の言った意見が通ったとか、なかったとか、それを基にして市民との論議があって、より良い市議会として、どうやっていくかという内容を示していくことですから、そういう意味では基本的に公開が原則で、そういう方向でいいんじゃないかなというふうには思います。

岡山明副委員長 この意見交換会の発言内容とか議事録のような形はないですね。議会報告会の要旨の列記といたらおかしいけど、議事録のような形はないということですか。議会報告会と同じような形ですとどうかなと思います。前回の内容が分からなかったという意見がありましたが、内容の列記だけで内容がつかめるかどうかと思ったんです。

矢田松夫委員長 第9条の中で、議長が別に定める方法により公表するものと

することになっておりますので、別に定める方法というのが、今言った議会報告会の様式で報告すればいい。ただ、議事録についてどうするかというのは、一応議会報告会も市民懇談会もICレコーダーというやり方は取っているんですよ。それでいいんじゃないかと思うんですよ。全てを議事録に出して公開するんじゃないかと、今どおりの様式でいいんじゃないですか。議長が別に定める方法を取ればいいと思いますが、そういうことでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）原則公開していくということですね。次の7です。少しずつ僕らもちよっと議論が足らんとこも出てきました。1番から6番までの回答を1日のモニター委嘱日に説明せえということですが、これはできんことはないですね。皆さんの意見はどうですか。

長谷川知司委員 今日委員会が決まったことであれば報告できると思いますが、一応議長に報告して、議長からこれで行こうという了解の下であれば、7月1日に言うことができると思うんです。その期間的なものがあるんで、そこは検討されたいと思います。

矢田松夫委員長 7について少し整理をしたいと思いますので、暫時休憩します。11時35分までです。

---

午前11時25分 休憩

---

---

午前11時35分 再開

---

矢田松夫委員長 それでは休憩を閉じ、委員会を再開します。7番については、1番から6番までの回答、議論した内容を7月1日のモニター委嘱日に披露せえということでもありますので、皆さん方の意見を頂いた内容をまとめて報告していきたいと思っております。それから8番。改正の議決をなぜ委員会で行わないのかということでもあります。

中島好人委員 要綱は令和4年4月25日から施行するというふうに規定されていますので、これでいいんじゃないかと思います。

矢田松夫委員長 分かりました。ということで7、8は同じような内容でありますけれど、参考人が求めているのは、1番から6番までどのように議論してきたのかと。その経過を含めた回答を7月1日に出すということで、参考人からの意見に対する委員会の結論を通していきたいと思うんですが、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことで、1日までにまとめていきたいと思っております。それでは、次の付議事項の2番です。付議事項の2番については、市議会モニターについてであります。一つは7月1日の委嘱日についての日程表について吉永委員からの案が皆さん方のお手元にありますので、それに基づいて吉永委員から発言をお願いしたいと思います。

吉永美子委員 事務局に確認しないといけません、15名に参加いただきたいので、参加者は15名、そして議長、副議長、そして私たち7名と事務局員です。7月1日18時から大体1時間30分程度で、大体これぐらいじゃないかということで出しています。委嘱状交付については第1委員会室、そしてパワーポイントを使ってプロジェクターで説明するのが第2委員会室で、移動していただいて説明ということです。形式としては非公開です。目的は、新しい市議会モニターに委嘱状を交付するとともに、モニターの職務や市議会の役割について説明をするということです。概要は、司会として岡山副委員長、座席はコロナ禍の中でスクリーン形式、準備品としてはネームプレート、森響水、ICレコーダー、記録用のカメラ、プロジェクター一式というふうに掲げさせていただきました。最初にこの部屋で行う委嘱状交付式については、最初に委嘱状を交付しまして、モニターになっていただいた後、議長から挨拶をしていただき、その後、矢田委員長から挨拶をしていただき、それぞれ自己紹介をモニター、そして委員会のメンバー、そして事務局員ということでお願いしたいと思います。そして5番目として職務の説明ということで、

モニターさんの職務の説明を矢田委員長から、当日の資料としては、設置要綱等、職務の説明を書いたものが出るはずですから、それに基づいて一旦説明をしていただく。そして最後に副議長が挨拶。その他として議長と副議長は、委嘱状交付式が終了したら退席をされると聞いています。そして第2委員会室に移動いたしまして、場合によっては5分ぐらいトイレ等の休憩を取っていただいて、プロジェクターにより矢田委員長から説明をしていただく。そのときにモニターの職務という部分も改めて触れることになると思います。また、事務局からホームページをインターネットで開いてもらって、ここをクリックするとこのように入っていきますという説明をしていただくようになると思います。そして、質疑応答をしていただいて終了という流れで考えさせていただきました。御意見があれば是非お願いします。

中島好人委員 非公開の意味が分かりません。開かれた市議会ということになると公開でいいんじゃないか。最初に公開でよろしいですかと確認を取ればいいんじゃないかと思います。

吉永美子委員 これまで傍聴とかを入れる形をしていないので、議会として出している会議と違う形での非公開という形を取っているだけです。皆さんの御意見等を聞かせていただけたらと思います。公開となれば、手続を踏むという形になると思っています。

古豊和恵委員 委嘱を受けるまでは一般の方ですし、非公開のほうがいいんじゃないかなというふうに考えます。

中島好人委員 基本的に公募ですから、もっと積極的に市議会関わっていきたいというふうな人が参加しているわけですね。モニター制度はそういう制度です。先ほど言ったように公開が原則なのに、初っ端から非公開なのは、先ほどの論議は何だったのかというふうになります。私の意見は、公開でいいんじゃないかなと思っています。

長谷川知司委員 モニターの中には慣れていない方もいらっしゃるから、自分の言った言葉が全て公開となると、物を言うのにちょっと縮こまってしまう人もいらっしゃいます。ですから、最初に公開していかどうかという了解を得ないといけないと思います。皆さんが公開していいと言うのであれば、公開すればいいことであり、今後の意見交換会についても同じような形で公開になるということは、皆さんが同意されれば公開になりますというのは言っていないんじゃないかなと思います。それともう一つ、事務的なことですが、第1委員会室と第2委員会室を分ける必要があるかどうか。同じ部屋ではいけないのかなと思いました。

吉永美子委員 事務局で考えていただいたことで、第2委員会室のほうが広いですから、ここでは委嘱状を出し、第2委員会室で説明をするという流れで考えていただいたんだと思っています。

古豊和恵委員 一般の方は公にするということに抵抗のある方もいらっしゃるかもしれない。モニターになる時点で発言が全て公になることを知らないわけですから、委嘱状交付式が終わって、説明会が終わって、その時点で、次回からこうなりますがよろしいですかという説明も必要なのではないかというふうに思いました。

矢田松夫委員長 島津次長、公開するかしらないかは、中継するかしらないかというのが主なポイントですか。

島津議会事務局次長 本市の議会基本条例の第5条に、会議の公開について定められております。第5条、議会は本会議のほか委員会等を原則公開としますとしております。本会議はもちろん公開ですが、委員会等の「等」は何かと言ったときに、「等」は全員協議会、会議規則に定める会議であるというような解釈をしておりますので、基本的にこういった委嘱状交付式とかモニターとの意見交換会というのは、非公開というふうな取

扱いをしておりました。

中島好人委員 慣れているか、慣れていないかが基準じゃない。団体にしろ、公募にしろ、自らが市議会のために意見を言っていこうという人が参加しているのに、慣れているか、慣れていないかを基準にするべきじゃない。むしろ自分の意見、思いをきちっと言えることが大事なんで、公開だったら言えんというような人は一人もいない、そういう人は参加していないというふうに僕は見るべきで、そう見たほうがいいんじゃないかと思います。だけど、公開でいいですかというような確認を取る必要があるかというふうに思います。

岡山明副委員長 今回の委嘱の会議は、中継するということですね。

矢田松夫委員長 島津次長が会議の規則を説明されたでしょう。その結果どうするかというのは、皆さん方で決めるんだけど、原則は公開になっているから、まず会議の冒頭で、皆さんこういうことで原則公開しますがいいですか、しないでいいですかではなくて、しますがいいですかという問い掛けをして、それで困るという方がおったら、やめましょう。原則は公開しますよということで問題はありますか。

島津議会事務局次長 両者合意の下であれば、問題はないかと思います。例えば、市民懇談会等も原則非公開ですが、相手方との合意によっては公開することはできる規定となっております。ただ、公開というのは、どういうふうな公開なのか分かりませんが、傍聴をオーケーとするのか、その点についてはモニターとの合意形成は必要だというふうには思いません。

古豊和恵委員 モニターに申し込まれていますけれども、公募の方というのは、たしかに自ら発言したい、自分の意見を議会に生かしてほしいという積極的な方が多いと思います。ただ、団体推薦の方に関しては、それがど

ここまで浸透しているのか、どういう伝わり方をしているのかというのが不明です。だからきちっと意見を聞いて進めるべきではないかなと思います。

矢田松夫委員長　そういう話になると、公募と団体の話に戻ってくるからね。団体は意味がないんじゃないかという話に戻ってくるからね。そうしたら、会議の冒頭に皆さん方に求めます。

島津議会事務局次長　仮に公開とするならば、何を公開にするのかということを決めておかないといけないと思います。

矢田松夫委員長　それは中継と、（「中継はない」と呼ぶ者あり）例えば傍聴とか、内容については、議事録ではなく、議会報告会のような様式で公開していく。ほかにありますか。何を公開するのか。何ををもって公開とするのか。

長谷川知司委員　内容そのものを中継するという公開がありますよね。

矢田松夫委員長　それは僕が言った。

長谷川知司委員　それから傍聴。

矢田松夫委員長　それも言った。

長谷川知司委員　それから、議事録を公開。

矢田松夫委員長　それも言った。

長谷川知司委員　それ以外は思い当たらんです。それと言われた人の氏名も公開する。

矢田松夫委員長 それはしないとさっき言った。

古豊和恵委員 録音した音声だけを公開するということはできるんですか。

吉永美子委員 公開というよりも、先ほど申し上げたのが、意見交換をこれまでやったときに、どんな議論があったのか聞きたいということであれば、録音されたものがあるから、それを請求していただいたら、それはできますという話をしていたと思います。

古豊和恵委員 それは公開にはならないんですか。公開という形ですよね。（「違う」と呼ぶ者あり）違うんですか。

岡山明副委員長 委嘱状の交付が公開となると、モニターとの意見交換会との整合性はありますか。意見交換会は議事録も出さんという話でしょう。要点という形で議事録も出さんという話でしょう。議会報告会のような形で書くという状況でしょう。今回の委嘱状の交付に関しては、映像から全部映しますと……

矢田松夫委員長 それは違う。岡山副委員長は、こういう意見だと言ってください。それは皆さんの意見だから、私はこう思うと言ってください。

岡山明副委員長 そんなことをしたら、今回の委嘱状の交付と意見交換会の整合性が取れないと思います。

矢田松夫委員長 まだ決めていないんです。そんなことをしたらではなくて、こんなことをしてくれとか、そういうのを言ってください。

岡山明副委員長 そうすると意見交換会のほうも同じような形で進めんと……

矢田松夫委員長 岡山副委員長は、委嘱状交付式当日においては公開をするなと。

岡山明副委員長 公開する以上は……

矢田松夫委員長 するかしないかを今決めるんだから、してくれというなら、してくれと言ってください。

岡山明副委員長 やってくれということは、意見交換会のほうも同じような形を踏まないとおかしいということだけ話をしときます。今回、委嘱状に関しては公開でいいというなら、それでもう進めていただきたいけど、それを同じような形でやる状況になれば、意見交換会に関してもいかなものかと思うんです。整合性がないと私は思います。今回の委嘱に関しては公開で進められたらと思っています。

吉永美子委員 どういう内容の公開ですか。

岡山明副委員長 委員長に話をされたんじゃないですか。長谷川委員の話では、項目を挙げられて、議事録も全部出されるという話でしょう。全て公開、全面公開という形になっていますから、どれが非公開、どれが公開という状況ではないと思います。

中島好人委員 委嘱して、議長が挨拶して、自己紹介して、職務の説明をして、こういう内容を非公開にする意味があるのかと思います。別に普段どおりで進めたらいいことなのに、何をここで非公開にしないといけないのか。誰か重要な参考人を呼んで、この参考人が真実を言えんようなら、非公開や秘密会をやる内容もあるかも分らんけど、この内容からして、非公開にする意味が分らん。

吉永美子委員 事務局にお聞きしたいんですが、以前、全員協議会は、公開の

対象としていませんでした。私は議運にいないので、その経緯がしっかり分かっていないんですが、この委員会「等」の中に入れた、どういふふうに議論されて、この「等」の中に入れる手続を取られたんでしょうか。

島津議会事務局次長 議会基本条例の会議の公開の「会議」とはということで、この「会議」というのは「公式な会議」、「公式な会議」は何かと言ったら、会議規則で定められている本会議、それから委員会、それから会議規則の協議の場で、何年か前に決めました全員協議会という三つの会議が「公式な会議」で、これが議会基本条例の会議の公開の「会議」に当たるというような解釈ということです。

吉永美子委員 ほかのものは公開する「会議」に今のところ入っていないということですね。

島津議会事務局次長 基本条例に定める会議の公開の「会議」には当たらないということです。

矢田松夫委員長 それでは12時まで暫時休憩します。

---

午前11時50分 休憩

---

---

午後0時 再開

---

矢田松夫委員長 それでは休憩を解きまして、委員会を再開いたします。委嘱状交付式について、任務分担とか、内容についていろいろ議論してきました。当日は委嘱状交付ということと、説明会ということですので、公開していくということにしていきたいと思います。それから委嘱状交付式の式次第、その前に準備はいいですね、こういうことでやっていきたいということです。準備品は、事務局で準備していただけるとい

うことでいいんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように取り計らっていきたいと思います。それから、委嘱状交付式の式次第、ずっとありますが、私ばかり出ておりますが、正副委員長がやるべきだという声もありますけれど、皆さん方のほうも均等に任務分担をしていただくという私の考えですが、いかがでしょうか。

長谷川知司委員 役を皆さんに振り分けるというのは大事で、別に私はそれでいいと思いますが、大事な役は委員長がすべきだと思います。

矢田松夫委員長 例えば。

長谷川知司委員 この中で言えば職務の説明、これは大事なことから、委員長が説明されるほうが自然かなと思います。

矢田松夫委員長 プロジェクターによる説明が矢田委員長になっていますが、これはどうしますか。役を振り分けるということですが。

長谷川知司委員 これは別に振り分けてもいいんじゃないかなと私は思います。

古豊和恵委員 私も振り分けていいと思います。

矢田松夫委員長 質疑応答は、責任者がやるか、答えられなければ、前期の委員長も経験者の皆さん方もおられるし、それはそれぞれの皆さん方をお願いします。

長谷川知司委員 プロジェクターによる説明は、前期もおりましたから私がしてもいいです。ほかにしたい人がいれば譲ります。

矢田松夫委員長 長谷川委員をお願いします。満場一致で決まりました。記録用のカメラはどうしますか。事務局が全部やりますか。（「はい」と呼ぶ

者あり)委嘱状交付は高松議長、議長挨拶は高松議長、委員長挨拶は矢田、自己紹介をそれぞれやっていただく、そのときの司会は岡山副委員長、職務の説明については矢田が設置要綱に基づいて説明をする。副議長の最後の挨拶は中村副議長にさせていただく。議長、副議長は委嘱状交付式が終わったら退席。役割のプロジェクターによる説明については長谷川委員にさせていただく。質疑応答をしていただくということで、会議全体については公開していく。(「質疑応答は誰がするのか」と呼ぶ者あり)基本的に私のほうでします。もし、能力的に劣っている場合は、皆さん方の中で積極的に手を挙げていただいて、答えていただくということにしたいと思います。交付式と説明会について、皆さん方の意見はありますか。

吉永美子委員 当日、事務局にお願いすることになると思いますが、便覧をお渡しするんですね。

島津議会事務局次長 全てお渡しするということであれば、御準備したいと思います

吉永美子委員 たしか前は渡していたと思っているんです。当日は、次第書と便覧とモニターの職務を書いた部分をお渡しするんでよろしかったですか。確認です。

島津議会事務局次長 あとはパワーポイントを作成中ですので、紙で印刷したものをお渡ししようかと思っています。

矢田松夫委員長 集まるのは17時でいいか。(発言する者あり)17時に現地集合です。ほかに決めることありますか。(「受付は」と呼ぶ者あり)受付は残った人で中島委員と古豊委員です。ほかに決めることありますか。意見の取りまとめをする人、もし質疑応答とかで意見が出たら記録担当にお願いします。吉永委員と松尾委員の二人でお願いします。

吉永美子委員 今後なのですが、プロジェクターの確認はこれからされますか。

島津議会事務局次長 作ったものを皆さんにお送りして、確認していただくか、（「新しく作ったのか」と呼ぶ者あり）前回のものを今回に合わせる形で修正中です。

矢田松夫委員長 ほかにモニター制度で議論することがあったですか。ないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）初めてなので、できるだけ皆さん方でしていただきたいと思います。ほかになれば、2のモニター制度について閉じさせていただきます。付議事項の3のその他について、皆さん方のほうで御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ以上で広聴特別委員会を閉じさせていただきます。

---

午後0時10分 散会

---

令和4年（2022年）6月27日

広聴特別委員長 矢 田 松 夫